

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年6月12日付けで行った法24条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その理由として、「生活保護基準（介護扶助）の実質的引き下げで憲法25条による生存権を侵害され」たこと、「介護扶助の取消しはおかしい」ことを挙げている。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年10月12日	諮問
平成29年11月28日	審議（第15回第3部会）
平成29年12月22日	審議（第16回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると定め、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする と定める。
- (2) 法10条は、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする と定める。
- (3) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所その他必要な事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないと定め、同条2項は、前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な資料を添付しなければならないと定める。そして、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して、書面を

もって、これを通知しなければならないと定める。

(4) 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）は、法8条1項の規定にいう要保護者の需要について、次のように定める。

ア 保護基準別表第1・1・(2)は、基準生活費について、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

$$A \times 0 / 3 + B \times 3 / 3 + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に以下の逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額

B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に以下の逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする。）

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

イ 保護基準別表第1・1・(1)は、上記基準額①及び②を地域の級地に応じて定めるとし、別表第9・1・(1)は、請求人の居住する〇〇区は、1級地-1に該当するものと定める。

そして、第1類の表に定める個人別の基準額①は、請求人及び妻にあつてはそれぞれ39,290円（41～59歳）、長男にあつては43,300円（12～19歳）であり、逓

減率の表に定める世帯構成員の数（３人）に応じた率①は、  
１．００００である。

なお、第１類の表に定める個人別の基準額②は、請求人及び妻にあってはそれぞれ３９，３６０円（４１～５９歳）、長男にあっては３９，１７０円（１２～１９歳）であり、逓減率の表に定める世帯構成員の数（３人）に応じた率②は、０．８３５０である。

また、第２類の表に定める基準額①は、５４，８４０円（世帯人員３人）であり、第２類の表に定める基準額②は、５９，１７０円（世帯人員３人）である。

ウ 保護基準別表第３・１は、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額について、１級地では月額１３，０００円以内と定め、同・２は、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法２５２条の２２第１項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とすると定めている。

そして、「保護基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の認定について（通知）」（平成２７年４月１４日付社援発０４１４第９号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）は、東京都における１級地の限度額（世帯人員３人）は、月額６９，８００円（以下「本件限度額」という。）と定めている。

エ 保護基準別表第４は、医療扶助の基準について、次のように定める。

① 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用として、生活保護法５２条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額

② 上記①を除く薬剤又は治療材料に係る費用について、月

額 25,000 円以内の額

- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と定めているところ、次官通知第8・3・(1)・アは、勤労（被用）収入について定めており、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること（同・(ア)）、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること（同・(イ)）と定めている。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付厚生省社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・2・(1)は、保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間を平均して得られる収入充当額に基づいて行うこととすると定める。
- (7) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）10・問4・答は、当該世帯につき認定する最低生活費の具体的な費目について、保護基準別表第1の生活扶助基準、同別表第2の教育扶助基準、同別表第3の住宅扶助基準、同別表第4の医療扶助基準、同別表第5の介護扶助基準、同別表第6の出産扶助基準及び同別表第8の葬祭扶助基準を挙げる。

また、課長通知第10・問5・答は、保護開始時の要否判定

を行う際の必要経費の認定について、次官通知第8の3により、勤労（被用）収入等、収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第8の3の(5)その他の必要経費のうち、ア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額（なお、世帯員が2人以上就労している場合には、それぞれの額の総額となる。以下「別表控除」という。）を認定するものであると定めている。

なお、上記局長通知別表2によれば、1級地において、世帯員1人が収入を得ている場合、収入金額が月額232,000円以上の者に対して必要経費として認められる額は、月額22,760円である。

- (8) 生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにする「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第10・1・1は、保護の要否及び程度の決定について、「収入にしる最低生活費にしる月によって臨時的な要素等による変動が予想されるところである。（中略）保護の要否の判定すなわち保護を要する程度に生活が困窮しているか否かの判断は、こうした月々の変動をある程度の期間を通じて平均化して判断することが必要となる。」とする。

2 以上の法令等の定めを基に、本件処分について検討する。

- (1) 請求人ら世帯の最低生活費について

ア 上記1・(7)によれば、請求人らの最低生活費は、基準生活費、住宅扶助費及び医療扶助費から構成されるものと思料される。

イ そこで、まず、請求人らの基準生活費について、上記1・(4)・アの基準を適用すると、第1類の基準額①の世帯合計額

を逓減率の表に定める率①を乗じて得た額と第2類の表の基準額①との合計額に0.9を乗じて得た額は、159,048円である。一方、第1類の基準額②の世帯合計額を逓減率の表に定める率②を乗じて得た額と第2類の表の基準額②との合計額は、157,608円である。

そして、請求人ら世帯の基準生活費は、両者の額の高い方であって、10円未満の端数は切り上げて得た額となるから、処分庁は、請求人らの世帯の基準生活費を一月当たり159,050円と認定したものと認められる。

ウ 続いて、請求人ら世帯の住宅扶助費については、請求人らは都営住宅に居住しているところ、住宅使用料通知書によれば、その使用料は月額37,800円であり(1・(4)・ウ)、処分庁は、住宅扶助費は一月当たり37,800円と認定したものと認められる。

エ さらに、請求人世帯の医療扶助費について、処分庁は、各領収書を基に、医療機関に対する自己負担額の申請前過去3か月分の平均額から、医療扶助費は一月当たり14,936円であると認定したものと認められる。

なお、保護の可否を判定するに当たり、処分庁が、最低生活費における医療扶助費の算定に当たり、医療機関に対する自己負担額の申請前過去3か月分の平均額をもって認定したことは、上記1・(6)及び(8)に示すところからして、妥当な処理であると認められる。

一方、処分庁の上記認定を精査したところ、算定対象に申請前過去3か月(平成29年3月分ないし5月分)に先立つ同年2月6日の医療機関に対する自己負担額(1,420円)が含まれており、同日分の自己負担額を除算して求められる自己負担額の申請前過去3か月分の平均額は、14,463

円となると認められる。

オ 以上イないしエの算定結果から、処分庁は、請求人ら世帯の最低生活費を211,786円と認定したことが認められるが、上記エに示したところから、正しくは211,313円となると認められる。

(2) 請求人ら世帯の収入について

ア まず、世帯員らの各収入申告書からは、妻及び長男には収入が認められないので、請求人の各給与明細書を基に、請求人の収入について検討する。

イ 平成29年3月分において、給与収入額は290,364円と認められるところ、各種経費として、健康保険料16,932円、介護保険料2,686円、厚生年金保険料30,909円、所得税2,550円、雇用保険料1,161円及び通勤費10,217円が認められ、さらに別表控除22,760円が認められることから、処分庁は、203,149円を同月の収入充当額として認定したものと認められる。

ウ 平成29年4月分において、給与収入額は337,207円と認められるところ、各種経費として、健康保険料16,847円、介護保険料2,805円、厚生年金保険料30,909円、所得税4,160円、雇用保険料1,349円及び通勤費12,621円が認められ、さらに別表控除22,760円が認められることから、処分庁は、245,756円を同月の収入充当額として認定したものと認められる。

エ 平成29年5月分において、給与収入額は303,135円と認められるところ、各種経費として、健康保険料16,847円、介護保険料2,805円、厚生年金保険料30,909円、所得税2,980円、雇用保険料909円及び通勤費10,217円が認められ、さらに別表控除22,76

0円が認められることから、処分庁は、215,708円を同月の収入充当額として認定したものと認められる。

オ 以上アないしエの算定結果から、処分庁は、請求人ら世帯の過去3か月間を平均して得られる収入充当額を221,537円と認定したことが認められる。

- (3) 以上(1)及び(2)の算定結果から、上記1・(5)に示すところにより保護の要否を判定すると、収入充当額(221,537円)が最低生活費(211,313円)を10,224円上回っていることが認められるから、請求人による本件保護申請は認められないという結論に至る。

したがって、処分庁による本件処分には違法又は不当な点はなく、請求人の主張を認めることはできない。

なお、上記(1)エ及びオに示すとおり、処分庁が、最低生活費のうち医療扶助費の算定において、違算を行っていることが認められるが、当該違算により保護の要否の判定が覆るものではなく、したがって、本件処分には、処分を取り消すべき重大な瑕疵があるということとはできない。

- 3 本件処分通知書の記載について検討すると、同通知書には「平成29年6月1日付で申請された生活保護法による保護(介護扶助)については」との記載があり、この「(介護扶助)」という表記が無用なものであったことは明らかである。また、同通知書中の「収入充当額を」という表記は本来「収入充当額が」とすべきものであったことも明らかである。処分庁としては、このような表記のミス进行反省し、再発防止に取り組むべきである。

他方、このような表記のミスが本件処分を取り消すべき瑕疵となるかどうかを検討すると、まず、本件処分通知書の表題には「保護申請却下通知書」とあり、申請者たる請求人の住所・氏名の表記とともに、請求人による申請を却下するものであること、

また、本件処分の理由欄には、保護要否判定を行った結果、収入充当額が最低生活費を上回り保護を要しない旨の記載があることから、本件処分通知書はその記載全般から判断すれば、処分庁による、請求人による本件申請（請求人ら世帯に対する生活扶助）を認めることはできない、という意思決定を表明し、通知するものであると理解することが可能であり、そう解することが合理的であって、その点を考慮すれば、本件処分通知書における表記のミスが本件処分を取り消すべき瑕疵となるとまでいうことはできない。

また、請求人は、生活保護基準の引き下げにより生存権（日本国憲法25条）を侵害されたと主張するが、その趣旨は、現行法令に基づく保護基準そのものに不服を申し立てているものと理解されるところ、行政機関である審査庁は、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、現行法令に基づく保護基準そのものの適否を判断する立場にはないといわざるを得ない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成